平成27年度版

（平成27年4月作成）

校区社体振がフォー遊クラブへの移行(統合)に伴い、組織等を一部改編しました

○　○　○　も　く　じ　○　○　○

　　　　　　　　１.フォー遊クラブとは　　　　-------------------------- 1

　　　　　　　　２.「組織図」別表1、「構成図」別表2　　-------------- 3

　　　　　　　　３.「会員と非会員、リスク対応」別表3　　-------------- 4

　　　　　　　　４.「加盟団体紹介」別表4　　　　　　　　-------------- 5

　　　　　　　　５.「運営方法と諸事業の概要」別表5　　　-------------- 6

　　　　　　　　６.「会費規定」別表6　　　　-------------------------- 7

　　　　　　　　７.「規約」別表7　　　　　　-------------------------- 8

　　　　　　　　８.「部会規定」別表8　　　　-------------------------- 12

　　　　　　　　９.「平成27・28年度役員名簿」別表9　　--------------- 13

平成27年4月1日

事務局／長岡第四小学校敷地内「クラブハウス」

フォー遊クラブとは

○温もりのある地域を、創ろう・育てようを目指して

フォー遊クラブ（総合型ながよん地域文化・スポーツクラブ）は、平成19年2月19日に、長岡京市で２番目に発足した総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）です。

市の南部に位置する長岡第四小学校の体育館やグラウンド、クラブハウスを活動拠点に、隣接する京都府立乙訓高校の施設も一部利用しています。

「おらが小学校」という愛着や地域コミュニティをより一層深めるために、役員や運営スタッフは自治会や各種関係団体、学校開放利用団体をはじめスポーツに興味や関心のある地域住民で構成し、スポーツ・文化の振興奨励を通じて「温もりのある地域を、創ろう・育てよう」を目指して活動しています。

○フォー遊クラブ創設の背景

国（文部科学省）や京都府、長岡京市では「生涯スポーツ社会の実現！」という大きな目標を掲げて、従来の地域スポーツ組織の検証・見直しが求められ、全国的に総合型クラブ創りが奨励されました。

長岡京市では平成12年から長岡第七小学校区が、日本体育協会の育成モデル地区に指定されて取り組み、私たちの長岡第四小学校区でも模索を続けながら、平成17・18年度の2年間、日本体育協会の創設支援を受けて本格的に取り組み、関係の皆さんの理解と協力によって設立しました。

○フォー遊クラブ創設の出発点

私たちがフォー遊クラブを設立しようとしたのは「もっと多くの住民にスポーツを楽しんでもらおう」というのが出発点です。社会体育振興会が地域住民にスポーツを奨励し、単一種目の愛好者がチームを結成し、学校開放を利用してきました。

しかし、近年、「社体振の役員は大変や」という声が地域に蔓延していることや住民の高齢化、ニーズの多様化等によって「役員の担い手が得難い」という、自治会から選出している社体振組織の問題が浮き彫りとなりました。

一方では、毎晩のように小学校の体育館は照明がついているけど何をしているのかわからない、特定のチームに所属しなければ学校施設が利用できない、など学校開放の限界もありました。

このような現状をふまえ、「スポーツは好きだけど上手くないので」と尻込みしている人たちに「スポーツを楽しみ、共感してもらいたい」という強い思いもありました。

○フォー遊クラブ創設の経過（経緯）

総合型クラブ創りへ動き始めたのは平成12年頃からで、長岡京市体育協会が計画した愛知県半田市や福井県鯖江市、和歌山県田辺市、大阪府高槻市のクラブ視察をはじめ、研修会などを通じて、諸先輩や専門の先生方の話を聴いていくうちに、何となく総合型クラブのイメージがわいてきました。

平成17年から本格的に始めた準備委員会では、意欲と熱意は満々でしたが、議論は手探りの状態でした。試行錯誤と右往左往しながら、なかなか思うように進まず、平成18年に入り慌ただしい中、「フォー遊クラブ」の愛称の制定、会費や規約の決定、運営委員の選出、スポーツ教室のプログラムなどを作成し、会員募集をみんなの協力と頑張りで「何とかこなしてきた」というのが実情でした。

発足して今年で8年目を迎えますが、まだまだ不十分な部分がたくさんあります。皆さんの声を聞き、一歩二歩と足を前に進ませ、さらにより良いフォー遊クラブに創り上げていきたいと思っています。

○社体振50周年を機に総合型クラブへ移行（社体振が発展的に改組）

長岡京市社会体育振興会連合会が発足50周年を迎えたのを機に、平成25年4月1日から総合型クラブへ移行することになりました。その背景には、役員の担い手が得難い問題などの解決や「スポーツ振興法」に代わる「スポーツ基本法」など、時代の要請に沿った組織改革でした。

移行に際しては、自治会の社会体育振興会は、「従来通りの活動」ですが、校区の社会体育振興会連合会は、総合型クラブへ移行（合併統合）し、未設立の校区はできるだけ早期に総合型クラブ創設を目指していくことになりました。

中央の社会体育振興会連合会は、「ＳＣ長岡京ネット（長岡京市総合型地域スポーツクラブ協議会）」へ移行し、設立５、準備中３、未設立２校区という全市的な課題を残しながらのスタートになります。当分の間は、設立と未設立の校区が混在しますが、情報交換や交流等の活動を通じて、すべての校区のクラブ創設と設立した総合型クラブがより強固に定着・発展していくよう所期の目的達成に努めていきます。

【移行に伴う従来の社体振や自治会との関連】

①自治会単位　⇒　自治会単位の体育部や地区体振は、従来どおりの活動

②校区社体振　⇒　校区社体振は、運営母体となって総合型クラブへ移行

③社体振中央　⇒　社体振中央は、ＳＣ長岡京ネットへと移行し小学校区ごとに加盟

【設立した市内の総合型クラブ（平成27年4月1日現在/設立順）】

①長七校区　　⇒　総合型長七みんなのスポーツクラブ（Ｈ15.5.28）

②長四校区　　⇒　フォー遊クラブ　　　　　　　　　（Ｈ19.2.18）

③長九校区　　⇒　ふるさとスポーツクラブ　　　　　（Ｈ19.5.27）

②長五校区　　⇒　長五校区総合型地域スポーツクラブ（Ｈ22.7.31）

③長法寺校区　⇒　グッド楽クラブ　　　　　　　　　（Ｈ24.12.9）

別表１

フォー遊クラブ「組織図」

フォー遊クラブ

役員会

常任委員会

部会

①総務･企画･広報部会

②地域スポーツ推進部会

③施設･調整部会

運営委員会

(公財)長岡京市体育協会

ＳＣ長岡京ネット

長岡京市総合型地域スポーツクラブ協議会

長岡京市

(公財)京都府体育協会

京都府総合型クラブ協議会

京都府

全国SCネットワーク

総合型クラブ全国協議会

文部科学省

(公財)日本体育協会

別表２

フォー遊クラブ「構成図」

|  |
| --- |
| フォー遊クラブ（役員･運営スタッフ） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 長岡第四小学校区内の各種関係団体から選出 | 　■個人会員及び家族会員　　　　　　（スポーツに関心のある人） | 　■正副会長が協議して推薦する者　　　　　　（役員経験者・有資格者など） |
| ○長岡第四小学校○長岡第三中学校 | ○長岡第四小学校区生涯学習推進委員代表 | ○長岡第四小学校ＰＴＡ代表 | ○長岡第四小学校区学校開放運営協議会代表 | ○長岡第四小学校区子供会育成連絡協議会 | ○長岡京市スポーツ推進委員 | ○長岡第四小学校区社会教育関係団体 | ○自治会長 | ○長岡第四小学校区地域コミュニティ協議会代表 | ○学校開放利用登録クラブ団体 |

別表３

フォー遊クラブ「会員と非会員、リスク対応」

|  |
| --- |
| 地　　域　　住　　民 |
| 入 会 |  |  |
| 会員に入会して事業に参加個人・家族・学生・団体のいずれかの会員に入会※賛助会員＝クラブに財政支援者 |  | 単発で事業に参加諸事業に当日飛び入り参加 |
| 会 員 |  | 非会員 |
| 諸事業に参加（主なプログラム）イベント：市民大運動会　　　　　市民スポーツフェスティバル（長四フェスティバル）定例事業：○日曜日スポーツデー（日曜日／多種目）・場所／長四小学校体育館　　　　　・時間／18:00～20:30・種目／ファミリーバドミントン、バドミントン・対象／小学生以上　　　　　　　　・回数／年４５回　　　　　○火曜日スポーツ教室（火曜日／多種目）・場所／長四小学校体育館　　　　　・時間／18:00～20:30・種目／ファミリーバドミントン、バドミントン、卓球・対象／小学生以上　　　　　　　　・回数／年４５回　　　　　○スポーツ吹矢教室（日曜日／単一種目）・場所／長四小学校体育館　　　　　・時間／09:30～11:45・種目／スポーツ吹矢・対象／小学生以上　　　　　　　　・回数／年１３回　　　　　●小学生陸上教室（土曜日／単一種目）・場所／長四小学校グラウンドほか　・時間／09:30～11:45・対象／小学生　　　　　　　　　　・回数／年２０回・指導者／有資格の専門指導者　　　　　●硬式テニス教室・場所／乙訓高校テニスコートほか　・時間／09:30～11:45・対象／小学生　　　　　　　　　　・回数／年２０回・指導者／有資格の専門指導者※その他、協働イベントなどにも参加できます。※年度ごとに事業プログラムの追加等があります。 |
| 会 員【会員は「見舞金」と「保険金」の両方対応】 |  | 非会員【「見舞金」のみ】 |
| リスク対応●スポーツ安全協会加入　⇒（保険金対応） |  |  |
| リスク対応●社会教育活動安全基金に加入　⇒（見舞金制度対応） |

別表４

フォー遊クラブ「加盟団体」

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **種目名** | **団体名・代表者** | **対象者** | **曜日・時間** | **場所** |
| バドミントン | 長四バドミントン少年団入江信義　９５５-７５２３ | 小学生 | 日曜日　午後１時 | 長四小体育館 |
| ｿﾌﾄﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ | ｼﾞｬﾝﾎﾞｿﾌﾄﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙｸﾗﾌﾞ澤本章夫　９５３-２４７３ | 成人 | 月曜日　午後６時 | 同上 |
| バドミントン | 長岡バドミントンクラブ中島敦子　９５５-３７４０ | 一般 | 水曜日　午後６時 | 同上 |
| 少林寺拳法 | 長岡武道ｽﾎﾟｰﾂ少年団奥村真邦　９５４-８７８０ | 小学生 | 木曜日　午後６時 | 同上 |
| ﾐﾆﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ | 長岡京ﾐﾆﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙｽﾎﾟｰﾂ少年団梶原淳子　９５５-３０６９ | 小学生 | 金曜日　午後６時 | 同上 |
| バドミントンミニﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ | ＰＴＡサークル伊藤佳代　９５１－５７５１西崎智恵　９５５－０５９９ | ＰＴＡ会員 | 土曜日　午後１時 | 同上 |
| ファミリーバドミントン | ファミリーﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ愛好会杉原勝広　９５２－８１３６ | 一般 | 土曜日　午後６時 | 同上 |
| 野球 | 長岡京スラッガーズ少年団村山孝治　９５７-２３８６ | 小学生 | 土曜日　午後１時 | 長四小ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ  |
| サッカー | 長四サッカースポーツ少年団森昌彦　９２１-０３９８ | 小学生 | 日曜日　午前９時 | 同上 |
| ソフトボール | 長岡京ソフトボール少年団浦定司　９５１-０２４７ | 小学生 | 日曜日　午後１時 | 同上 |
| ソフトボール | ダイヨン岡本和義　９５４-１８２０ | 成人 | 日曜日　午前９時 | 同上 |
| 大正琴カトレア | 連絡先　松田弘子　９５３-７７６８ | 成人 | 土曜日　午後１時 | 開放ｾﾝﾀｰ |
| 学校 | 長岡第四小学校太田伸彦　９５３-４００４ |  |  |  |
| 開放協議会 | 長四小学校開放協議会川口武夫　９５４-９２４４ | 学校施設開放調整及び協議運営機能組織 |
| 地域スポーツ推進部会 | フォー遊クラブ地域スポーツ推進部会中澤大蔵　９５６-３１１８ | 地域社会体育推進事業組織 |
| ＰＴＡ | 長四小学校ＰＴＡ副会長　鈴木　恵　９５６－１５３７ |  |  |
| 子供会 | 長四小学校区子供会育成連絡協議会　会長　福田郁子　９５１－７４３３ |  |  |
| スポーツ推進委員 | 長岡京市スポーツ推進委員藤嶋明子　９５６－５５２４ |  |  |
| 少年補導 | 代表　並川匡伸　９５１－５５７１ |  |  |
| 生涯学習 | 代表　津崎　美鈴　９５１－７２６８ |  |  |
| 友岡保育園 | 友岡保育園園長　岡純弘　９５４-１８２０ |  |  |
| すくすく教室 | 代表　中澤理恵　９５６－３１１８ |  |  |

別表５

フォー遊クラブ「運営方法と諸事業の概要」

１．基本的な運営方針

|  |  |
| --- | --- |
| **スローガン** | 温もりのある地域を、創ろう・育てよう！「もっと多くの住民にスポーツを楽しんでもらおう」 |
| **目標** | 住民が週に１回以上何らかのスポーツ活動を楽しむスポーツ実施率を50％以上に目指します。○イベント開催⇒大勢の人が集い、継続的なスポーツ活動へのチャンスを提供⇒文化的な活動も取り入れる○スポーツ教室⇒初心者でも気軽に楽しめる○もっとやりたいと思う人には学校開放利用の種目団体を紹介 |
| **ターゲット** | 主なターゲットは、次の人たちです。○スポーツは好きだけど上手くないのでと尻込みしている人たち○健康のためにスポーツで身体を丈夫にしたいと思っている人たち○いろいろな人たちと関わりをもち、日々の生活を過ごしたい人たち○運動神経がないからと思い込んでいる子どもたち |

２．具体的な事業内容

１）諸会議の開催（情報共有と企画立案、実施）

常識・非常識の定義を無くし、前向きな意見を出し合って共有化し、できること・できそうなことを企画しています

(1) 役員会----------年８～１２回（必要に応じて開催）

・正副会長、事務局長、マネージャーをもって構成

(2) 常任理事会------年４～６回（必要に応じて開催）

・役員会メンバーと常任理事をもって構成

(3) 運営委員会------年間１回

・運営委員（正副会長、事務局長、マネージャー、常任理事含む）をもって構成

(4) 総務･企画･広報部会-----年４～８回

・定例会議と必要に応じた臨時会議を開催

(5) 地域スポーツ推進部会---年４～８回

・定例会議と必要に応じた臨時会議を開催

(6) 施設･調整部会----------年６～１２回

・定例会議と必要に応じた臨時会議を開催

２）上部団体等への参加（情報共有・交換、運営スタッフの資質向上）

関係団体と連携協働することで、絆を深め、人の交流や用器具の交流、情報の交換など、運営スタッフの人材育成や後継者育成を目指しています

(1）ＳＣ長岡京ネット（長岡京市総合型地域スポーツクラブ協議会）

・役員の推薦

・クラブ間情報交換会への参加（クラブ運営等の情報入手）

・協働イベントへの参画（自前ブースの設営運営とクラブ啓発）

(2）京都府総合型地域スポーツクラブ協議会

・役員の推薦

・クラブ交流会や研修会等への参加（最新情報等の入手）

・協働イベントへの参画（自前ブース設営運営）

(3）近畿ブロッククラブミーティングへの参加

（近畿２府４県の特徴ある総合型クラブとの交流や情報交換など）

３）諸事業の企画運営

スポーツは好きだけど上手くないのでと尻込みしている人たちに、スポーツを楽しみ、共感してもらえるよう、併せて大勢が集まることで、地域コミュニティの醸成を推進します

(1）イベントの開催（年度によって追加イベントあり）

・市民大運動会の企画開催

（気軽に大勢が一堂に楽しめるプログラム。地区対抗形式とフリー参加の部）

・市民スポーツフェスティバル（長四フェスティバル）の開催

（文化的な活動も取り入れた大勢の人が集うプログラム）

(2）定例事業の開催（年度によって追加イベントあり）

・日曜日スポーツデー（日曜日／多種目）　対象／小学生以上　年４５回

・火曜日スポーツ教室（火曜日／多種目）　対象／小学生以上　年４５回

・小学生陸上教室（土曜日／単一種目）　　対象／小学生　　　年２０回

・硬式テニス教室（土曜日／単一種目）　　対象／小学生　　　年２０回

・協働イベントへの参画（自前ブース設営運営）

(3）地域スポーツ推進事業

・スポーツ吹矢教室（日曜日／単一種目）　対象／小学生以上　年１３回

・スポーツ交流会（ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ･ﾌｧﾐﾘｰﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ･野外交流会等）対象／地域住民

　　　　　　　・

４）関係団体との連携協力事業

(1）イベントの開催

・市民大運動会　　１０月４日（日）　長四小学校内

・市民スポーツフェスティバル（長四フェスティバル）

１１月２３日（祝）関係団体の実行委員会方式

　　　　　　　・乙訓クラブフェスタ協力事業（乙訓高校クラブフェスタ参加）

別表６

フォー遊クラブ「会費規定」

規約第５条に会費については、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会員区分 | 入会金 | 会　費 | 当日会費 |
| 個人会員 | 1,000円 | 2,500円／年 | 200円／回 |
| 家族会員 | 5,000円／年 |
| 学生会員　小学生会員 | 1,500円／年 | 100円／回 |
| 　 〃 　　中学生会員 | 2,000円／年 | 150円／回 |
| 団体会員 | 円／年 |  |
| 【事務局】クラブハウス　TEL：953-2260　HP：http://www.naga4playclub.jimdo.com |

別表７

フォー遊クラブ「規約」

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　本クラブは、フォー遊クラブ（総合型ながよん地域文化・スポーツクラブ（以下、「クラブ」という。）と称する。

（目　的）

第２条　クラブは、地域における文化・スポーツ活動を振興・奨励し、生涯にわたって誰もが親しむことのできる生涯学習・スポーツ環境づくりと、住民の健康・地域コミュニケーションづくりを推進し、温もりある地域社会を、みんなで創ろう・育てようを基本として推進することを目的とする。併せて、平成25年4月から長岡第四小校区社会体育振興会連合会がクラブへの移行に伴い、自治会体育振興会との相互連携をより深めながら諸事業を推進する。

（事　業）

第３条　クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

　　（１）スポーツ教室・スポーツイベントの開催。

　　　　① 市民大運動会の開催

　　　　② 市民スポーツフェスティバルの開催

　　　　③ 小学生陸上教室・硬式テニス教室の開催

　　　　④ 日・火曜日スポーツ教室の開催（ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ･ﾌｧﾐﾘｰﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ･卓球･ｶﾛｰﾘﾝｸﾞ）

　　　　⑤ 地域スポーツ推進に関する事業の開催

　　（２）クラブ役員・指導者に関する研修会開催に関すること。

　　（３）クラブ広報誌発行に関すること。

　　（４）関係諸団体の連携に関する諸事業への協力。

　　（５）その他、クラブの目的達成のために必要な事業。

　　　　第２章　　会　　員

（会　員）

第４条　クラブは、次に掲げる会員をもって構成する。

　　（１）個人会員

　　（２）家族会員

　　（３）学生会員（中学生以下）

　　（４）団体会員（施設利用団体）

　　（５）協賛会員

（入　会）

第５条　クラブに入会を希望する者は、クラブの目的に賛同するものとする。

２　クラブの定める諸規定を遵守する者。

３　校区外にあっても、希望者は入会することができる。

４　クラブ所定の手続きに従い、別に定める「会費規定」に従い会費を納入しなければならない。

（会費の納入及び返還）

第６条　会費は、年度初めに所定の会費を納入する。

２　既納の会費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

（除　名）

第７条　クラブ員は、クラブの目的や規約に違反したとき、又は名誉を傷つける行為を行ったものは、役員会で協議し除名することができる。

　　　　第３章　　組　　織

（役　員）

第８条　クラブに次の役員を置く。

　　（１）運営委員（３０名以上６０名以内とし、運営委員の中から次の役員を置く）

　　　　　　1) 会　長　　　　１名

　　　　　　2) 副会長　　　　３名

　　　　　　3) 事務局長　　　１名

　　　　　　4) マネージャー　１名

　　　　　　5) 常任委員　　３０名以内

　　（２）監査　　２名

　　（３）顧問・相談役・参与　　若干名

（運営委員の選出）

第９条　運営委員の選出は、次の方法により若干名を選出するものとする。なお、運営委員選出要綱は別に定める。

　　（１）各種団体等から選出する者

　　　　　　1) 長岡第四小学校・第三中学校教員

　　　　　　2) 長岡第四小学校区生涯学習推進委員代表

　　　　　　3) 長岡第四小学校ＰＴＡ代表

　　　　　　4) 長岡第四小学校区学校開放運営協議会代表

　　　　　　5) 長岡第四小学校区子供会育成連絡協議会

　　　　　　6) 長岡京市スポーツ推進委員

　　　　　　7) 長岡第四小学校区社会教育関係団体

　　　　　　8) 自治会長

　　　　　　9) 長岡第四小学校区地域コミュニティ協議会代表

　　　　　 10) 学校開放利用登録クラブ団体

　　（２）個人会員及び家族会員（スポーツに興味・関心のある人）

　　（３）正副会長が協議して推薦する者

２　会長・副会長・事務局長・常任委員は、運営委員会で選出する。

３　マネージャー・監査は、会長が運営委員会の承認を得て任命する。

４　顧問・相談役・参与は、会長が運営委員会の承認を得て委嘱する。

（役員の職務）

第１０条　クラブ役員の職務は次のとおりとする。

　　（１）会長は、クラブを代表し会務を統括する。

　　（２）副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代行する。

　　（３）事務局長は、会長の命を受けて事務局全般の職務を遂行する。

　　（４）常任委員は、常任委員会を組織し会長の命を受けて常務を遂行する。

　　（５）マネージャーは、事務局長を補佐し会務の遂行に携わる。

　　（６）監査は、クラブの会務及び財務にについて監査する。

　　（７）顧問・相談役・参与は、重要な会務の相談に応じる。

（役員の任期）

第１１条　役員の任期は２年間とする。但し再任は妨げない。

２　任期途中での就任者は、前任者の残任期間とする。

　　　　第４章　　会　　議

（会　議）

第１２条　クラブに次の会議を置く。

　　（１）運営委員会

　　（２）役員会

　　（３）常任委員会

　　（４）各部会

（運営委員会）

第１３条　運営委員会は、運営委員をもって構成する。

２　運営委員会は、会長が招集し議長は副会長から選出する。

３　運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、承認・決定をする。

　　（１）クラブの基本方針に関すること。

　　（２）規約の改廃に関すること。

　　（３）事業計画・収支予算及び事業報告・収支決算に関すること。

　　（４）役員の選任等に関すること。

　　（５）その他クラブ運営に関し重要な事項。

４　運営委員会は、３分の２以上の出席をもって開催する。

５　運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

６　やむなき理由で欠席の場合は、委任状提出をもって出席とみなす。

（役員会）

第１４条　役員会は、会長・副会長・事務局長・マネージャーでもって構成する。

２　役員会は、会長が招集し会議の進行に当る。

３　役員会は、運営委員会から委任された事項及びクラブ運営に必要と認めた事項について審議・決定する。

（常任委員会）

第１５条　常任委員会は、役員会メンバー及び常任委員でもって構成する。

２　常任委員会は、クラブ会長が招集し会議の進行に当る。

３　常任委員会は、役員会より諮門事項を受けて審議・決定する。

（部　会）

第１６条　クラブの事業運営のために、次の部会を設置する。

　　（１）総務・企画・広報部会

　　（２）地域スポーツ推進部会

　　（３）施設・調整部会

２　部会は、部会長１名、副部会長若干名、部会員若干名をもって構成する。

３　部会長、副部会長は、常任委員から、部会員は、運営委員の中より会長が運営委員会の承認を得て任命する。

４　部会は、部会長が招集し会議の進行に当る。

５　部会に関する必要な事項は、別途、部会規定に定める。

（会議の開催）

第１７条　運営委員会は、年１回以上の開催とし、その他の会議は必要に応じて適宜開催する。

　　　　第５章　　事務所

（事務所）

第１８条　クラブの事務を処理するために、事務所を「長岡第四小学校開放センター（クラブハウス）」内に置く。

（事務局）

第１９条　クラブの事務所に事務局を設置する。

２　事務局は、事務局長の命によりクラブ全般の事務処理を行う。

３　事務局に関する必要な事項は、別途、事務局規定に定める。

　　　　第６章　　会　　計

第２０条　クラブの資金は、次のとおりとする。

　　（１）会費収入

　　（２）補助金収入

　　（３）寄付金及び協賛金収入

　　（４）事業収入

　　（５）その他収入

（資金の管理）

第２１条　クラブの資金は、事務局が管理する。

（予算及び決算）

第２２条　クラブの収支予算については運営委員会の決議により定め、収支決算については監査を経て運営委員会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第２３条　クラブの会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終了する。

（事故の責任）

第２４条　会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して傷害事故・盗難等の事故が起こっても、クラブ及び指導者等に対し損害賠償責任を請求しないものとする。

（社会教育活動安全基金への加入）

第２５条　クラブは、活動中の万一のケガ等に対処するため、長岡京市社会教育活動安全基金に加入し、負傷者に対してその範囲内で対応するものとする。

（保険の加入）

第２６条　クラブは、会員の安全確保のため、スポーツ傷害（賠償）保険に加入しなければならない。

２　クラブは、会員の活動中の事故についてはスポーツ傷害保険の対象範囲のみとする。

３　クラブは、損害賠償保険に加入する。

（外部団体への参加）

第２７条　クラブは、運営上必要な情報収集・会員の資質向上のため、必要と認める外部団体への加入・参加をすることができる。

　　　　第７章　　細　　則

（細　則）

第２８条　本規定に定めない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の議決を得て別途定める。

（規約の改廃）

第２９条　本規約は、運営委員会の議決により随時改廃することができる。

　附　則　この規約は、平成１８年２月１９日から施行する。

　附　則　この規約は、平成２１年４月１２日から施行する。

　附　則　この規約は、平成２５年４月１日から施行する。

別表８

フォー遊クラブ　部会規定

（目　的）

第１条　本規定は、規約第１６条により、クラブの運営に関する事項を専門的に企画・運営するために各部会を設置し、クラブの円滑な事業推進を図る目的とする。

（部　会）

第２条　部会は、次に掲げる事項について、企画・立案・運営に当るものとする。

２　部会の設置は、次のとおりとする。

　　（１）総務・企画・広報部会

　　（２）地域スポーツ推進部会（旧長四小社会体育振興会連合会）

　　（３）施設・調整部会

３　各部会の部員構成は次のとおりとする。

　　（１）部会長　　　　１名

　　（２）副部会長　　若干名

　　（３）部員　　　　若干名

（部会の職務）

第３条　部会は、次に掲げる職務を遂行するものとする。

　１　総務・企画・広報部会

　　（１）クラブ運営に関すること

　　（２）クラブの財源に関すること

　　（３）予算編成・規約の改廃に関すること

　　（４）広報に関すること

　　（５）会員募集に関すること

　　（６）年間事業の計画・企画・運営に関すること

　　（７）イベントの企画・開催に関すること

　　（８）スポーツ教室の開催

　　（９）クラブ指導者の育成に関すること

　２　地域スポーツ推進部会

　　（１）地域スポーツ年間事業の計画・運営に関すること

　　（２）市民大運動会の開催に関すること

　　（３）スポーツ教室の開催

　３　施設・調整部会

　　（１）施設利用調整（会議）に関すること

　　（２）施設管理に関すること

　　（３）諸団体との連絡調整に関すること

（会議の開催）

第４条　会議の開催は、次のとおりとする。

　　（１）定例会議と随時会議の開催とする

　　（２）会議は、部会長が招集し進行の任務に当る

　　（３）部会は、会議報告書を事務局に提出する

　　（４）会議出席者には予算の範囲内で謝金を支払うことができる。（毎月の調整会議は除く）

（その他）

第５条　本規定に定め無き事項については、その都度協議する。

（規定の改廃）

第６条　本規定は、運営委員会の決議により随時改廃することができる。

　附則　　この規定は平成１９年２月１９日より施行する。

　附則　　この規定の改正は、平成１９年５月２６日より施行する。

　附則　　この規定の改正は、平成２１年４月１２日より施行する。

　附則　　この規定の改正は、平成２５年４月１日より施行する。

別表９

平成27・28年度　フォー遊クラブ「役員名簿」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 役　　職 | 氏　　　名 | 選出区分（選出母体等） |
| 運営委員 | 会　長 | 長谷川　潔 | （公財）長岡京市体育協会理事 |
| 副会長 | 太田　伸彦 | 長岡京市第四小学校　校長 |
| 水島　啓子 | （公財）長岡京市体育協会理事 |
| 中澤　大蔵 | 地域スポーツ推進部長 |
| 事務局長 | 川口　武夫 | 学校開放協議会　会長 |
| マネージャー | 三古　　剛 | （公財）日本体育協会公認指導員 |
| 常任委員 | 岩城　忠克 | （公財）長岡京市体育協会理事 |
| 入江　信義 | 長四小青推協・長四ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ小代表 |
| 上羽　忠男 | 長四小地域ｺﾐｭﾆﾃｨ協議会ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ |
| 澤田　武久 | 学校開放協議会　副会長 |
| 久保川研二 | 地域スポーツ推進副部長 |
| 並川　匡伸 | 校区少年補導委員代表・地ス推進副会長 |
| 藤嶋　明子 | 長岡京市ｽﾎﾟｰﾂ推進委員・校区子育連会長 |
| 鈴木　恵 | 長四小ＰＴＡ副会長 |
| 津崎　美鈴 | 校区生涯学習推進委員　代表 |
| 中澤　理恵 | すくすく教室代表 |
| 福田　明義 | クラブ会員代表　 |
| 澤本　章夫 | ｼﾞｬﾝﾎﾞｿﾌﾄﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙｸﾗﾌﾞ代表 |
| 森　　昌彦 | 長四ｻｯｶｰｽﾎﾟｰﾂ少年団代表 |
| 奥村　真邦 | 長岡武道ｽﾎﾟｰﾂ少年団代表 |
| 梶原　淳子 | 長岡京ﾐﾆﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙｽﾎﾟｰﾂ少年団代表 |
| 浦　　定司 | 長岡京ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ少年団代表 |
| 村山　孝治 | 長岡京ｽﾗｯｶｰｽﾞ少年団代表 |
| 杉原　勝広 | ﾌｧﾐﾘｰﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ愛好会代表 |
| 中島　敦子 | 長岡ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝｸﾗﾌﾞ代表 |
| 岡本　和義 | ソフト・ダイヨン代表 |
| 運営委員 | 坂口　林 | 友岡自治会長 |
| 鷹野　勝 | 調子自治会長 |
| 大坪　美緒子 | 竹の台自治会　副会長 |
| 大橋　建明 | 花山自治会長 |
| 吉田　則夫 | つつじが丘自治会長 |
| 山下　則子 | 西片泓自治会長 |
| 日下　隆如 | 地域スポーツ推進部会員　友岡地区代表 |
| 調子　武俊 | 　　　々　　　　　　　　調子地区代表 |
| 上田　千年 | 　　　々　　　　　　　竹の台地区代表 |
| 岡田　芳明 | 　　　々　　　　　　　　花山地区代表 |
| 上田　伸一 | 　　　々　　　　　つつじが丘地区代表 |
| 小寺　康晴 | 　　　々　　　　　　　西片泓地区代表 |
|  |  | 三輪　秀文 | 長岡第三中学校　校長 |
| 生瀬　恵子 | 長岡第四小学校　教頭 |
| 小倉　一明 | フォー遊クラブ推薦 |
| 上村　真造 | 　　　　々 |
| 宮原　公治 | 　　　　々 |
| 中西　建雄 | 　　　　々 |
| 監　　査 | 鈴木　逞夫 | 地域推薦 |
| 鞆岡　洋三 | 　々 |
| 顧　　問 | 小泉　和子 | （公財）長岡京市体育協会　元会長 |
| 福田　純一郎 | （公財）長岡京市体育協会　元会長 |
| 立野　誠次 | 日体協総合型スポーツクラブ企画員 |